



日本科学者会議 (JSA) 滋賀支部
NEWS LETTER

2021年4月8日発行 第66号
事務局長 水原 渉
TEL/FAX 0749-47-5169 (共通)
go-ma-me @ hi3.enjoy.ne.jp

【争点】 部落問題の解決をめぐる動向

個人会員分会 梅田修(部落問題研究所)

現在も公益社団法人部落問題研究所の理事としての仕事を続けている。主な仕事は、機関誌『人権と部落問題』の編集である。部落問題は、基本的には解決されたといっている状況にある。国の特別措置(同和対策)も、部落内外の「格差」が解消されたことを根拠に2002年に終結した。そういう意味では戦後の社会問題の中で貴重な事例だといえる。

しかし、逆流もある。それが、2016年の突如として成立した「部落差別の解消の推進に関する法律」(「部落差別解消推進法」)である。この法律には重大な問題がある。第1は、法律に「部落差別」という言葉をはじめ登場させたが、「部落差別」とは何かという定義がない(欠陥法)ため、何を解消する法律なのかが明確でないことである。第2に、部落問題の解決が進み、特別の法律を必要とする実態が存在しなくなっていることを反映して、立法事実を示すことができていないことである。第3に、にもかかわらず、国・地方自治体に「部落差別の解消に関する施策」を講じる責務を規定していることである。これは同和対策の復活を意味する。これ以上同和対策を続けることは「差別解消に必ずしも有効ではない」(総務省大臣官房地域改善対策室「今後の同和行政について」、2001年)ことが、国の同和対策を終結する際の確認点だったはずである。この確認点を無視している。第4に、国に「部落差別の実態に関する調査」を義務づけていることである。この調査は、すでに行政的には存在しない「同和地区」「同和関係者」を洗い出すという新たな人権侵害を生み出しかねない。第5は、恒久法とすることで(これまでの同和関係法は時限立法)、部落の存在と同和対策を半永久的に継続させることになりかねないことである。

しかし、「部落差別解消推進法」が、「現在もなお部落差別が存在する」とことと「情報化の進展に伴って部

落差別に関する状況の変化が生じていること」を指摘したことを手がかりに、新たな策動が始まっている。第1は、インターネット上の「差別的書込」や結婚問題を理由にして、「部落差別」がなお厳しく存在しているという主張が繰り返し登場していることである。しかし、この主張には実態的根拠がない。第2は、国に「部落差別の実態に関する調査」を義務づけていることと関わって、地方自治体で盛んに住民の「人権意識調査」が実施され、住民の認識不足・無理解などを理由とした教育・啓発が強化されていることである。第3に、「部落差別」に関わる特別の「条例」を必要としない段階に達しているにも関わらず、地方自治体で「部落差別条例」の策定が続いていることである(ただし、「部落差別解消推進法」は自治体に条例制定を義務づけていない)。

こうした策動の背景には、「部落差別はなお厳しい」ことを前提にして、自治体に特別措置を要求する部落解放同盟の動向がある。部落問題の解決にとって、特別措置(法)で対処しなければならない歴史的段階はすでに終わっている。一部の地域でなお存在している特別措置を終結すること、「エセ同和行為」を止めさせることはもちろん、何よりも地域住民間の自由な交流と自由な意見交換を実現していくことが部落問題解決の決め手といってよい。法務省が実施した「一般国民に対する意識調査」(2020年6月結果公表)でも、「あなたは、部落差別が不当な差別であることを知っていますか」の問いに、85.8%が「知っている」と答えている。仮に地域で「差別的言動」が起こったとしても、それを許さない住民の意識はしだいに高まってきていると言えよう。

【年会費振り込みのお願い】

2021年度会費の徴収を行います。会費は10,200円でゆうちょ銀行での振込は、口座記号が01010-2-、口座番号が13605(右詰めで記入)、加入者氏名は日本科学者会議滋賀支部です。

【活動報告】 国宝菅浦文書とレプリカについて

滋賀大学 青柳周一

私が専任教員として勤務する滋賀大学経済学部附属史料館（以下、「史料館」と略）は、主として滋賀県下における歴史資料の散逸を防ぎ、その保存と学術的活用を図り、経済史・経営史及び社会史などといった諸学の発展に寄与することを目的とする研究・教育施設です。史料館では県内各地に伝来した歴史資料を多数収蔵しており、現在古文書・古記録類は約 18 万 2000 点にのぼります。

史料館では近江商人およびその後継である企業史資料を初めとして、近江の村や町に伝わった古文書も数多く収蔵しています。なかでも「菅浦文書」「今堀日吉神社文書」「大嶋神社・奥津嶋神社文書」（いずれも史料館寄託）は、中世の「惣村（そうそん）」に関する文書群（家や村・町などに伝わった古文書のまとめ）として、広くその名が知られています。

13 世紀以降になると、近畿地方やその周辺地域にあっては集落が形成され、住民たちは互いに結び付きを強めながら村の運営に携わるようになります。やがてこうした村では住民自身の意志に基づいて、用水の管理や耕作地の割り当て、神社での祭祀などを共同で実施し、村で生活する上で守るべきルールである村掟を定めるようになっていきます。このような自治的な組織と能力を備えた村のことを惣村と呼んでおり、とくに菅浦（現在の長浜市西浅井町菅浦）は惣村の代表例とされてきました。

琵琶湖の北部、竹生島の対岸に位置する葛籠尾崎の突端近くに古くから開けた集落が菅浦です（写真参照。2014 年には重要文化的景観に指定されました）。菅浦の住民は自ら村を運営する中で、近隣である大浦との耕地をめぐる争いや、近江北部を治めた浅井氏による支配などに関わって数々の文書を作成・収集し、長い年月にわたって継承し続けました。こうして現地の須賀神社に伝来した文書群が菅浦文書（1282 点）であり、鎌倉時代から江戸時代に至る多彩な内容の古文書を含んでいます。歴史教科書でも中世の村について説明する際、しばしば菅浦と菅浦文書を取り上げるので、ご存じの方も多いことでしょう。

菅浦文書は、2018 年に国宝に指定されました（なお

今堀日吉神社文書と大嶋神社・奥津嶋神社文書は、共に重要文化財です）。巨大な城郭や寺社建築、また華麗な絵画作品などではなく、地域に暮らした人びとが自分たちの手で守り伝えてきた文書群が国宝となるのはこれが初めてのケースであり、画期的なことと言えるでしょう。

史料館では、地元滋賀の歴史文化に関する展示や教育普及を推進する体制整備の一環として、菅浦文書の中からとくに教育普及上の価値が高いと考えられる古文書 3 点・絵図 1 点について、2019 年度学長裁量経費によってレプリカを製作しました。製作にあたっては、紙製文化財の修復・レプリカ製作専門業者に依頼して、なるべく実物に近い色合いを再現することに努めました。

完成したレプリカは史料館 1 階の展示室に常設展示しており、昨年は京都新聞でも紹介されました（2020 年 11 月 18 日朝刊記事「国宝の古文書をレプリカで常設展示 滋賀大『中世の暮らしが生き生きと記されている』」）。これまでも菅浦文書については、地域の豊かな歴史を象徴するものとして、公開・活用への要望が寄せられてきました。今回のレプリカ製作は、こうした公開・活用の幅を広げるものとして位置付けられます。近年、史料館では数次にわたり科学研究費助成事業として菅浦文書の共同研究を実施してきましたが、今後はさらに研究および教育を進めると共に、その成果を地域へ還元することを目指したいと考えます。



写真：現在の菅浦（集落東側からの風景）